

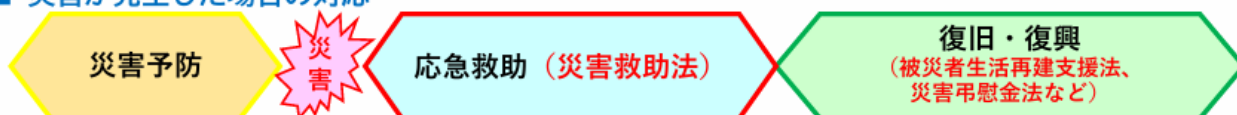
第3章 栄養・食生活支援連携体制

1 災害時の健康危機管理対応

災害対策基本法上、災害発生時又はその恐れがある場合には、災害応急対策の実施責任は市町村である(災害対策基本法第5条)。都道府県は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるための調整(災害対策基本法第4条)や市町村長からの応急措置実施の応援要求又は実施要請を受けなければならない(災害対策基本法第68条)。

災害救助法は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律であり、適応となった場合、救助の実施主体は市町村ではなく都道府県となる(災害救助法第2条)。なお、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任することができる(災害救助法第13条1項)。救助の内容に、炊き出しその他による食品の給与が含まれており、市町村による救助の後方支援や総合調整(災害対策基本法第4条)から、市町村の協力を得ながら実施主体としての救助が求められることとなる。

■ 災害が発生した場合の対応



■ 災害が発生するおそれがある場合の対応

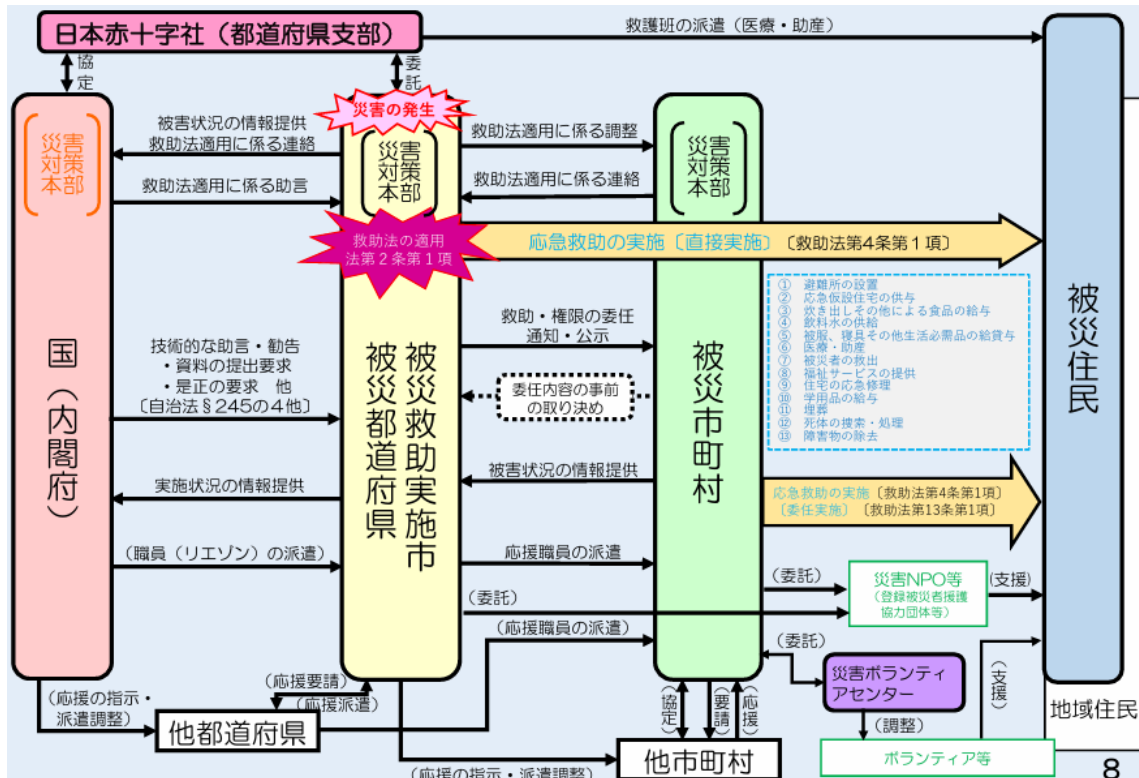


<災害救助法が適用になると自治体の業務はどう変わる>

		市町村 (基礎自治体)	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 (基本法5条)	救助の後方支援、総合調整 (基本法4条)
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	救助の実施主体 (法2条) (救助実施の区域を除く (法2条の2))
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし (法21条)	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担) (法21条)

出典: 内閣府政策統括官(防災担当)「災害救助法の概要(令和7年10月)」

図1 災害対策法制上の位置づけ



出典: 内閣府政策統括官(防災担当)「災害救助法の概要(令和7年10月)」

図2 災害救助法の実施概念図【災害が発生した段階(法第2条第1項)】

(3) 炊き出しその他による食品の給与

	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり 1,390円以内	1人平均かつ3食でという意味である
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項	
○	炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。
○	握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。
○	避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。
○	避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。
○	避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。

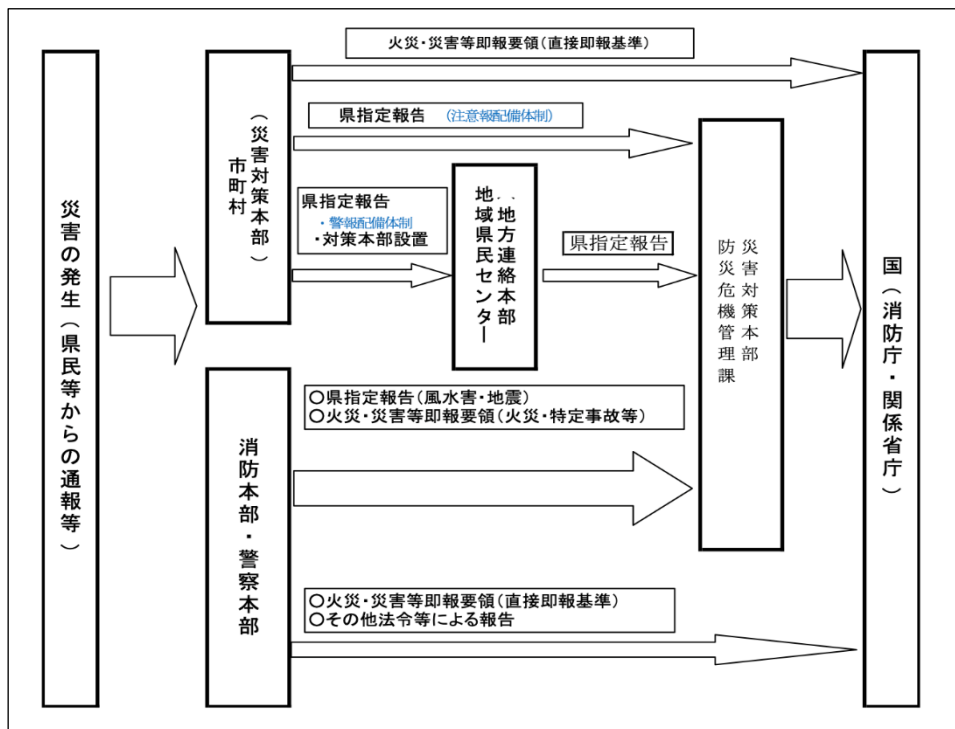
出典: 内閣府政策統括官(防災担当)「災害救助法の概要(令和7年10月)」

図3 災害救助法の救助項目の概要(炊き出しその他による食品の給与)

2 被害情報の収集伝達

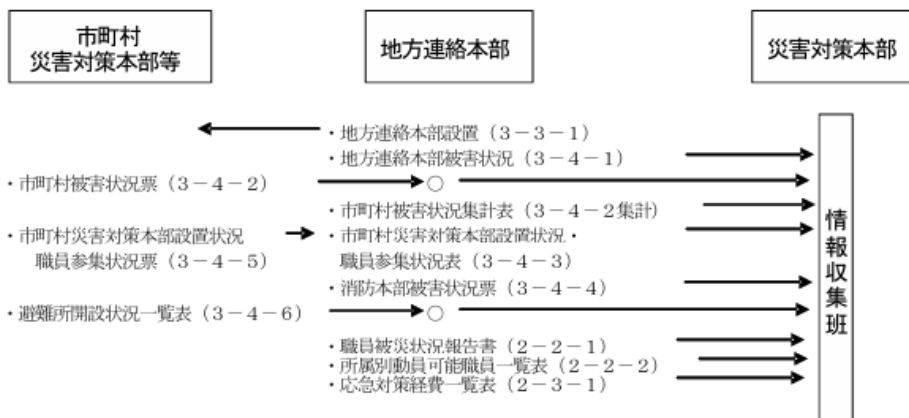
山梨県地域防災計画に記載されている山梨県の異常現象発見時の情報収集、伝達の体系図を示す。災害発生の際は、県民等から警察署、消防署あるいは市町村から災害の規模や種類に応じて「地域県民センター」や「防災危機管理課」に報告される他、下図に示すようなルートで報告がされ、災害に関する情報の収集と伝達が行われる。これにより、市町村における災害対策本部、県における災害対策本部が、各関係機関と連携を図りながら、災害対策の要となり災害時における活動が行われる。

行政栄養士は、各関係機関と相互に連携して情報を把握し、住民の支援を行う。



出典：山梨県地域防災計画 被害情報収集・伝達マニュアルより

図4 災害による被害報告

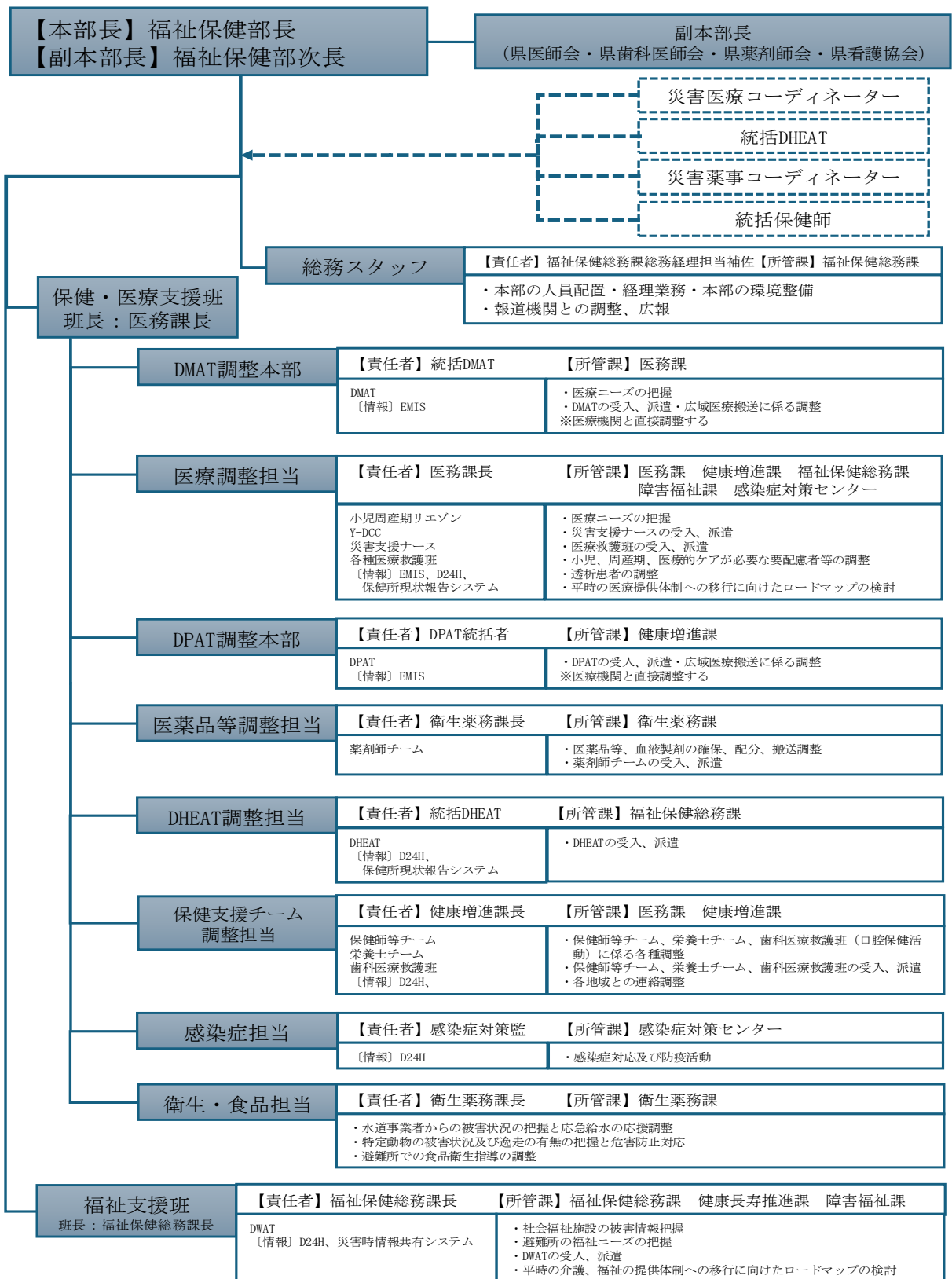


県指定に基づく被害報告の報告ルートおよび報告様式等は[山梨県地域防災計画 資料編 I](#)
3 山梨県災害対策本部 (3)被害情報収集・伝達マニュアルを参照のこと。

3 県保健医療福祉調整本部の組織体制、保健支援チーム調整担当の役割

県は、大規模災害時において、山梨県災害対策本部の下に医療・保健・福祉分野に係る災害対応の司令塔となる山梨県保健医療福祉調整本部を設置し、保健師等チームや栄養士チーム等の保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携や情報の整理及び分析など、保健医療福祉活動の総合調整を一元的に実施する。

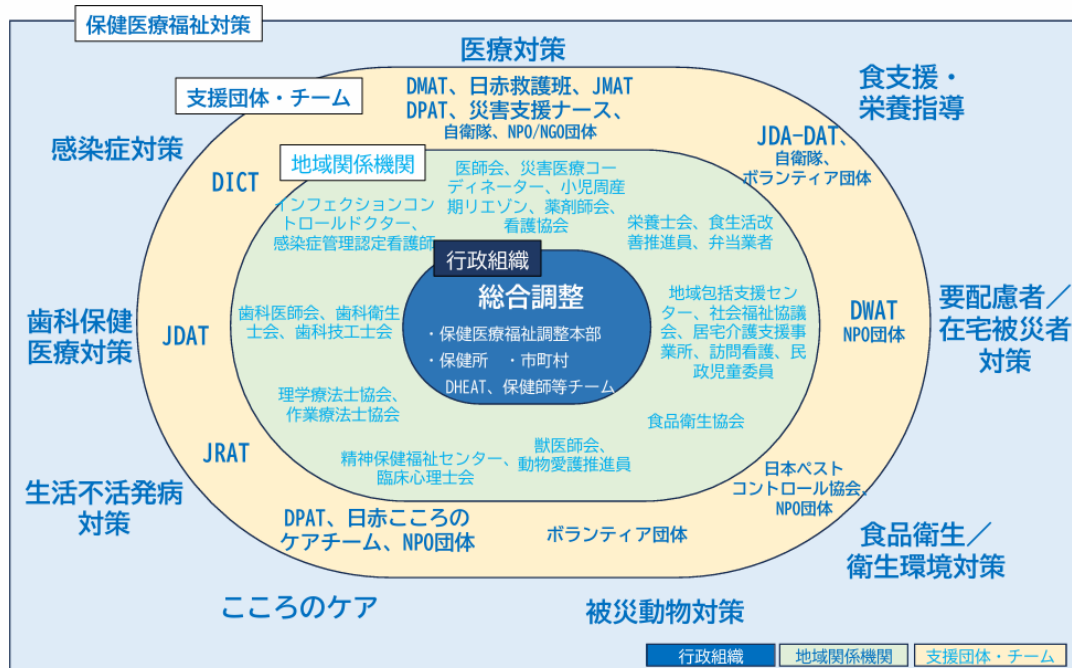
保健支援チーム調整担当は、県内の保健医療福祉体制だけでは対応しきれないと判断した場合、関係法令、関係協定に基づき、国、都道府県等に対し、速やかに保健医療福祉活動チーム等の応援派遣を要請し、受入れ等の調整を行う。責任者は、健康増進課長とし、県保健医療福祉調整本部の職員（健康増進課等）を配置する。



出典：山梨県災害時保健医療福祉調整本部活動マニュアル

図5 県保健医療福祉調整本部の組織体制

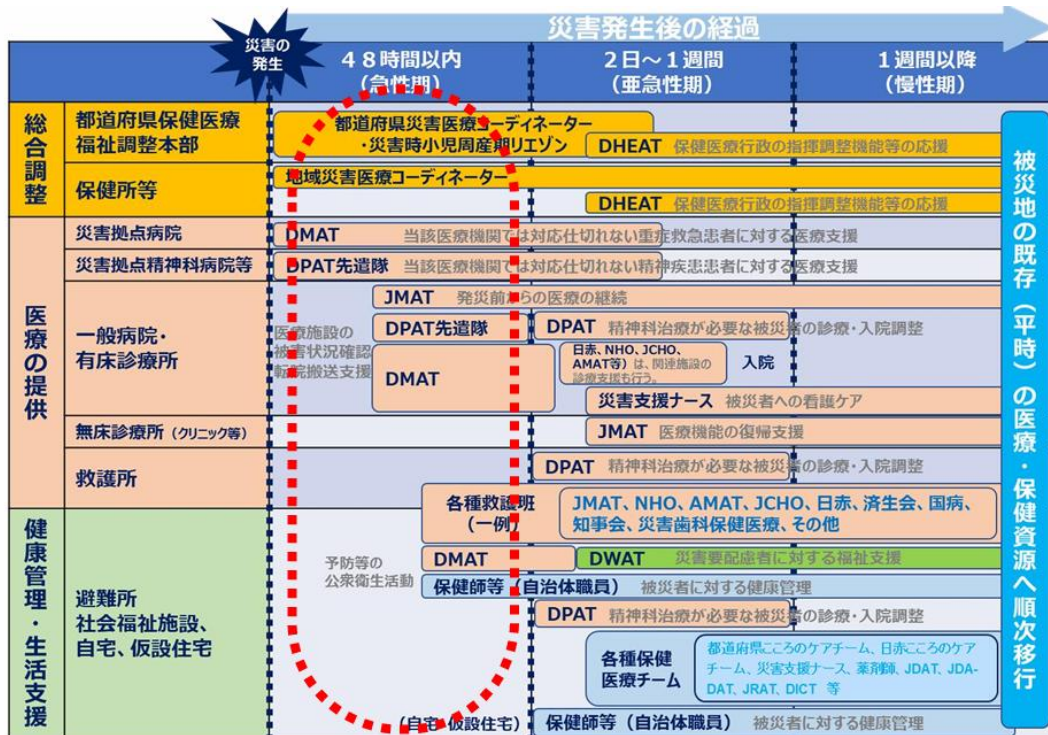
参考に、災害時における保健医療福祉活動と関わる団体、チーム例を次に示す。



出典：DHEAT活動ハンドブック（第2版）（令和5年3月）67頁より引用・編集

出典：厚生労働省 令和6年度健康危機における保健活動推進会議資料

図7 災害時の主な保健医療福祉活動(施策)と関係団体(例)



各チーム団体での派遣に向けた準備

出典：厚生労働省 令和6年度健康危機における保健活動推進会議資料

図8 災害時における被災地外からの保健医療福祉に関わるチーム(例)

<第3章に関連する基本的事項>

- ・ 災害救助法及び災害対策基本法
- ・ 山梨県地域防災計画（令和7年3月改正）－ 防災組織に関する資料、山梨県災害対策本部、被害情報収集・伝達マニュアル
- ・ 山梨県災害時保健医療福祉調整本部活動マニュアル（令和8年3月改定）
- ・ 厚生労働省：「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）活動要領」（令和6年10月24日一部改正）
- ・ 山梨県・（公社）山梨県栄養士会：「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書」（令和3年9月15日）
- ・ 公益社団法人 日本栄養士会：「災害時の栄養・食生活支援ガイド Ver.2（JDA-DAT 活動ガイド）」（令和4年7月）－ 日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）